

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回千葉県最低賃金専門部会
議事録

令和4年8月2日
14:55～16:10
千葉労働局1階会議室

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和4年8月2日(火) 14:55～16:10

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、黒岩委員、池田委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

○ 賃金室長補佐

ただ今から、令和4年度第1回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様には、御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、今年度第1回目の専門部会でございますので、部会長と部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

定足数について確認させていただきます。本日は、公労使全ての委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

続きまして、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

○ 労働基準部長

昨年の審議会では、非常に真摯な御議論をいただいたと聞いておりますが、今年度についても円滑に御審議いただけるよう事務局と準備してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 賃金室長補佐

それでは、部会長及び部会長代理を選出していただきたいと思えます。なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなりますが、先日の公益委員会議での協議の結果、部会長に大澤委員、部会長代理に鈴木委員とのお話がありましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 賃金室長補佐

ただ今、部会長に大澤委員、部会長代理に鈴木委員が選出されました。これからの議事進行につきまして、大澤部会長、よろしくお願いいたします。

○ 部会長

私も長く審議会委員を務めさせていただいておりますけれども、日程がB案となったのは初めてです。1日遅れるということがこんなに影響するのかと、今日も改めて思いました。円滑な御審議に皆様の御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第1回千葉県最低賃金専門部会の審議に入ります。

本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。

本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

専門部会の進め方ですが、従来から、先ず、労使双方から基本的な考え方を御披露いただき、そのうえで金額審議に入っております。今年も、同じように進めるということでよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 部会長

それでは、先ず、労使それぞれから基本的な御立場、考え方を御披露いただき、そのうえで金額審議に入ることといたします。よろしく願いいたします。

それでは議題に入ります。

最初に、労使双方から改正にあたっての基本的な考え方を述べていただき、そのうえで別室にて協議を開始することといたします。

基本的な考え方を述べていただくにあたり、労使それぞれ別室による協議が必要でしょうか。必要があれば時間を取りますが、いかがいたしますか。

よろしいですか。

それでは、労働者側から基本的な考え方を述べてください。

○ 労働者側委員

労働者側としましては、中央で出された公益委員見解に配意した考え方で審議されたいと考えております。そのうえで、千葉県の状況や実状等を考慮に入れた審議をしたいと考えております。本年度の審議を行うにあたっての労働者側の基本的な考え方6点を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、経済の自律的な成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要であると考えております。直近2年はコロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきましたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等に支えられる中、経済は回復基調にあると考えております。ウクライナ情勢の長期化等により、供給面での制約などのリスクから、政府の経済見通しでは、2022年度のGDPは2%程度となる試算が示されております。今後、政策効果により支えられた経済回復をより自律的な成長気流に乗せていく必要があると考えております。そのためには、経済・社会の活力の源となる人への投資が必要であり、その重要な要素が最低賃金の引上げであると思っております。最低賃金を引上げることで、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するとの最低賃金法第1条の責を果たすべきであると考えております。

2点目ですが、近時の物価の上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきであると考えております。近時の消費者物価上昇率はゼロ近傍を推移していましたが、エネルギー高や円高の影響等により、2021年の後半からは物価上昇局面に入っております。消費者物価上昇率は、2022年4月、5月と2か月連続で2.1%を記録しており、6月は2.2%となっております。2%超の上昇率は消費税増税の影響のあった期間を除けば、2008年9月以来の水準になったと考えております。実質賃金を律しなければ、最低賃

金近傍の労働者の生活は苦しくなるばかりです。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の日々向上の観点からも、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると考えております。

3点目ですが、賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げるべきであると考えております。連合の2022春季生活闘争第7回集計結果ですが、引き上げ結果として額にして6,474円、率にして2.2%であり、コロナ禍前の水準に達するであろうと考えております。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、時給で23.43円、率にして1.85%という結果でした。こうした労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げる、最低賃金近傍で働く非組織労働者の労働条件向上へ波及させるべきだと考えております。

4点目ですが、現在の地域別最低賃金が抱える課題、絶対額の低さ、地域間格差の大きさを解決すべきだと考えております。千葉県地域別最低賃金は953円で、2,000時間働いても年収にして190万円程度であり、ワーキングプアの水準に基づいていないということです。生存権を確保したうえで労働の対価としてふさわしい数字に引き上げるべきであると考えております。2010年の雇用戦略対話では、早期に全国最低800円、2020年までに全国平均1,000円が合意されたということであり、2021年度の改正の結果、前者は実現しておりますが、後者の達成、連合が目指す誰もが時給1,000円であることは、まだ実現に至っていない状況です。2022年度は、2021年末に改正した連合リビングウェイズを重視しつつ、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給との均衡を考慮のうえ、時給1,000円到達の道筋となるような引上額を目指すということで取り組んで参りたいと思っております。深刻な人手不足の中で地域間格差を是正しなければ、地方部から都市部へのさらなる労働力の流出に繋がり、地方の中小零細企業の事業継続、発展の厳しさに拍車がかかることは明確であると考えております。

5点目ですが、中小零細事業者が賃上げしやすい環境を整備するべきであると考えております。最低賃金の引上げに向けては、中小零細事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法第9条第2項に定める企業の通常の事業の賃金支払能力を高めることが必要であると考えております。当該環境の整備に向けて政府は、各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等の結果、一層の制度拡充や利活用促進が必要であると考えております。加えて、最低賃金引上分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁出来るように対応を図ることが必要であると考えており、そのため、パートナーシップ構築宣言等の普及・促進等を行うとともに、その立法性を高めていくべきであると考えております。

最後6点目ですが、労働市場の改善傾向を踏まえたうえで最低賃金の引上げを検討すべきであると考えております。千葉県雇用情勢につきましては、有効求人倍率・新規求人倍率ともに堅調に推移しており、昨年審議時と比べても改善していると認識しております。雇用人員判断D. I. もコロナ禍の影響が、宿泊・民宿サービスを含め、全業種不足超となっており、こうした近時の労働市場の改善傾向も踏まえたうえで最低賃金の引上げを検討すべきであると考えております。最低賃金の引上げと雇用維持をリスク、相反と捉えるべきではないと考えており、むしろ人材不足が顕著な中小企業、零細事業所においては、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げが急務であると考えております。そのためにも、前述したとおり、中小零細事業者が賃上げしやすい環境整備を行うことが必要であると考えております。なお、最低賃金が雇用に与える影響について、定説はないといわれておりますが、少なくとも統計データ上は、最低賃金の引上げによる失業率等への負の影響は確認されていないと認識しております。

以上、労働者側の基本的な考え方を踏まえ、今後審議にあたっていきたいと考えております。

○ 部会長

ありがとうございました。

続きまして、使用者側からお願いいたします。

○ 使用者側委員

それでは、使用者側として現状認識及び本年度審議に際して基本姿勢について御説明させていただきます。

始めに、現状認識について申し上げます。先ずは、発生から2年以上が経過したコロナ禍ですが、各種規制が解除され、行動制限も緩和されてきた中で、個人消費への影響も和らぎつつあることから、基調としては持ち直しの動きが見られるということではありますが、日銀短観の年末の状況判断D. I. では、大企業がプラス11、中堅企業がプラス3に対し、中小企業はマイナス2となっているなど、依然、中小企業については厳しい経営環境が続いていると認識しております。コロナの影響につきましては、一つには、特に宿泊、飲食、運輸業等を中心に依然として回復度合いが鈍く、厳しい状況下にあるというのが実態であり、回復過程において業種間格差が生じており、いわゆるK字型回復に留まっていること、そして足元では感染が再び急拡大をしており、かつ医療逼迫も各地で発生しつつある中で、政府自治体は特段の行動制限をかけないとしているものの、企業や個人の自粛ムードが再び高まるよう

になれば、企業収益への影響、特に中小企業への影響は少なからず広まるものと思われまゝ。また、コロナの影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや食料、原材料等の世界的な供給の停滞及び価格の高騰等が企業のさらなる収益悪化につながりかねない脅威となっております。生産・仕入れコストの上昇に加え、とりわけエネルギー価格や電気代の高騰は、日々の企業の運営・存続に関わる課題であり、中小企業にとって死活問題だといった声も数多く聞いております。そして、この物価高騰につきましては、コスト上昇が先行するいわゆるコストプッシュ型のインフレであり、経営をさらに圧迫し、雇用不安や景気全体の悪化に繋がりにかぬかと懸念しております。

次に、審議にあたっての基本姿勢について御説明させていただきます。昨日、中央最低賃金審議会において、昨年の28円をさらに上回る31円という過去最大幅といわれる目安額が示されました。賃金・生計費・賃金支払能力の3要素を考慮して議論されるべきではありますが、とりわけ今回の物価高の影響について時間をかけて議論された結果が過去最大幅の改定となったことにやや驚きを感じているところです。企業側の支払能力への影響がどこまで議論されたのか、若干の疑問を感じております。また、昨年の目安は、実態を反映していない、あるいはデータに基づいた十分な議論が尽くされていない、その結果であるといった批判も多々あったかと承知しておりますが、そうした中で、今回の目安はどういったポイントで審議されたのか、昨年度の反省も踏まえて何が改善されたのかという点も依然としてはっきりしない点を感じております。使用者側としては、中小企業にとって、長引くコロナ禍の影響に加え、新たに原材料価格の高騰等の影響が大きな重しとなり、経営悪化というものに繋がりにつつある現状を踏まえ、足元の状況は依然として平時ではなく、なお非常時にあり、業種間格差を考慮しない全産業に対する一律の強制力ある、かつ下方硬直性の高い最低賃金のこうした状況下での引上げについては、慎重に対応すべきと考えております。また、欧米各国の水準との乖離を早期に是正するために、こうした非常時において急激に最低賃金水準の引上げを促すことで、企業収益を圧迫し、経済全体を沈み込ませることとなれば、好循環を生むための賃上げが逆効果になりかねないのではないかと考えます。先ほど、労働者側からもありましたが、まずは賃上げしやすい環境作り、すなわち、企業が生産性向上を図りながら安定的に経営を行える、あるいは収益を生み出せる環境作りを進めていくことが最優先であり、重要な課題ではないかと考えております。したがって、一定の引上げは、当然、我々も必要と考えておりますが、引上幅については、昨年同様、繰返しになりますが、慎重に検討すべきと考えております。

○ 部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から本年度の千葉県最低賃金の改正について、基本的な考え方をお示しいただきましたので、それぞれの意見を踏まえ、これから具体的な金額協議を行います。各側、別室にて御協議いただき、公益委員が調整するという方法で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局は別室に案内してください。

○ 部会長

それでは、再開させていただきます。

労使それぞれ、別室にて議論いただきました。双方の主張の要旨について若干説明させていただきます。

労働者側の主張は、過去2年間はコロナ禍を踏まえての審議であった。今、経済は回復基調にある。また、物価上昇も顕著である。Aランク内の地域間格差も解消すべきである。これらを踏まえて、本日は39円と主張されました。

一方、使用者側は、中央の目安についても違和感を持っている。決して賃上げの流れというものを否定するものではないが、一方で業種間格差も生じている。今後についても、第7波のコロナ禍の影響、あるいはウクライナ情勢によっては、さらに企業経営に大きな不安定要素になる。物価上昇がイコール、今現在はコストアップ、プッシュ型であって、非常に経営に厳しい。引上げは、根拠としては今年の賃上げ平均1.4%を踏まえて、13円が上限だということでした。

なお、労使双方とも1円も譲らないというものではないということは、公益委員としても伺っているところではあります。

ここまでで、私の振返りに何か補足することはございますか。

○ 一同「特になし」との声

○ 部会長

具体的な審議に入ったところですが、労使それぞれの主張に大変隔たりが大きいため、本日の審議はこれで終了とさせていただきたいと思います。労使それぞれ、次回までに意見調整をお願いいたします。

本審議会でも、日程のB案ということで、1日短い日程案が示されました。もちろん日程案が全てではございません。公益委員としては、労使双方納得のいく議論をしたうえでの決着を望んでおりますし、そのためのお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、明日8月3日水曜日午後2時30分

から、場所は本日と同じく千葉労働局 1 階会議室で開催しますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、閉会といたします。ありがとうございました。